

平成18年度、平成20年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

平成28年4月12日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成18年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は3件です。
- 2 平成20年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。
- 3 平成22年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 4 平成23年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は5件です。
- 5 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は4件です。
- 6 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は19件です。
- 7 平成26年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は40件です。

第2 内容

[平成18年度包括外部監査]

1 「総合支所庁舎の維持管理について」

(1) 総合支所庁舎の施設管理人制度の見直しの必要性（麻布地区総合支所）

ア 指摘等の内容

総合支所の施設管理人は、日中は別の職場に勤務し、主に夜間の災害応急対応を行っていますが、今後は、より実効性の高く、効率的な対応方法について検討を行い、総合支所庁舎の施設管理人制度自体の見直しを検討する必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

施設管理人住宅とは、災害対策職員住宅のうち、施設に付属して設置する職員住宅で、入居者が夜間、休日等において当該施設の管理業務を行うものを言いますが、麻布地区総合支所の施設管理人住宅については、平成27年10月20日の港区職員住宅運営委員会において、入居者による夜間、休日等の施設管理業務を廃止としました。平成28年3月現在、入居者はいませんが、今後は、施設管理業務を行わない災害対策職員住宅として運用します。

(2) 総合支所庁舎の施設管理人制度の見直しの必要性（赤坂地区総合支所）

ア 指摘等の内容

総合支所の施設管理人は、日中は別の職場に勤務し、主に夜間の災害応急対応を行っていますが、今後は、より実効性の高く、効率的な対応方法について検討を行い、総合支所庁舎の施設管理人制度自体の見直しを検討する必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

施設管理人住宅とは、災害対策職員住宅のうち、施設に付属して設置する職員住宅で、入居者が夜間、休日等において当該施設の管理業務を行うものを言いますが、赤坂地区総合支所の施設管理人住宅については、平成22年11月19日の港区職員住宅運営委員会において、入居者による夜間、休日等の施設管理業務を廃止としました。現在は、施設管理業務を行わない災害対策職員住宅として運用しています。

(3) 総合支所庁舎の施設管理人制度の見直しの必要性（芝浦港南地区総合支所）

ア 指摘等の内容

総合支所の施設管理人は、日中は別の職場に勤務し、主に夜間の災害応急対応を行っていますが、今後は、より実効性の高く、効率的な対応方法について検討を行い、総合支所庁舎の施設管理人制度自体の見直しを検討する必要があると考えられます。

イ 講じた措置の概要

芝浦港南地区総合支所の施設管理人住宅は、平成26年12月22日に芝浦港南地区総合支所の移転に伴い、廃止となりました。

[平成20年度包括外部監査]

1 「清掃業務に関する財務管理及び事務の執行等について」

(1) 不燃ごみ収集の不効率性について

ア 指摘等の内容

不燃ごみの基準比は50%を下回っており非常に不効率となっています。

これは資源プラスチックの回収に伴い、今まで不燃ごみだったものが資源ごみあるいは可燃ごみに流れているためだと思われます。港区もそれを想定して、不燃ごみの回収日を週1日から隔週に変更していますが、それ以上に不燃ごみは減少しているようです。資源プラスチックの回収開始後に不燃ごみに分類されるのは陶器等で、一般家庭からは頻繁に排出されるものではありません。したがって、収集頻度を少なくする（隔週から月1回にする）ことや、1台の収集車の収集エリアを広げる（港区の交通事情を考えると収集頻度を少なくする方が効率的だと考えられます。）検討をする必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成27年3月30日から、不燃ごみの収集車をプレス車から軽小型車に変更し、収集車1台当たりの基準処理量を増やし、効率性を向上しました。

(2) 収集量の曜日による偏りについて

ア 指摘等の内容

平成20年10月以降の収集量を見ると、水曜日が明らかに突出しています。次年度の必要車両・人員を計画する際には、収集量が多い曜日にも対応できるようにしますので、曜日によりバラツキがあると、非常に非効率な（人員・車両が過剰：収集量が多い曜日に合わせる。）計画にならざるを得ません。資源プラスチックの回収が始まって間もないので、区民のごみの排出状況により、効率的な収集日・収集エリア等も変動せざるを得ないかと思われていますが、排出状況が落ち着いた後は、効率的な収集日・収集エリアを分析して曜日の回収量を平均化する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成27年3月30日から、資源やごみの収集曜日を変更し、各曜日のごみ収集量の平準化を図りました。

[平成22年度包括外部監査]

1 「情報システムに関わる財務事務等の執行および事業の管理について」

(1) 戸籍証明書の証明書自動交付機の利用率向上について

ア 指摘等の内容

港区では戸籍証明が、23区で唯一、自動交付機で発行できますが、その利用率は14～15%と、住民票の45～46%と比較し3分の1に留まっています。港区の特徴である戸籍証明書の利用率向上に向けて、ホームページ上での戸籍証明書のページから証明書自動交付機のページへリンクをつけるなど、案内等を強化する等、利用率向上にむけての施策を望みます。

イ 講じた措置の概要

平成27年2月2日から住民票の写しや戸籍事項証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスを開始しました。また、平成27年9月に芝地区総合支所に設置していた2台のうちの1台と、利用率の低い2台の計3台の証明書自動交付機を撤去しました。今後、証明書自動交付機については、順次、廃止・撤去することを決定しています。

[平成23年度包括外部監査]

1 「保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について」

(1) 精神障害者地域生活支援センターの公の施設への移行について

ア 指摘等の内容

当該施設は要綱にもとづいて事業として実施していますが、平成17年度から継続して

実施しているもので、このような実態を踏まえると、今後、公の施設として条例を設置して管理することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成27年3月に港区立精神障害者地域活動支援センター条例を制定し、平成28年4月から公の施設として指定管理者制度を導入します。

(2) 児童館第三者評価実施委託の入札等の導入について

ア 指摘等の内容

児童館第三者評価実施委託のプロポーザル方式による随意契約や競争入札の導入を検討することが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

区は平成27年度の児童館第三者評価実施委託の事業者を、競争入札により選定しました。

(3) 病児保育室事業委託における病児保育室部分の委託料の積算

ア 指摘等の内容

病児保育室は1㎡あたり月額6,000円としていますが、所管課によると明確な根拠がありません。面積に応じて年間、相当額の負担が生じているものですので、金額の根拠を明らかにする必要があります。少なくとも賃貸物件で事業を行っている保育室については、受託者より実際の契約賃料等の情報の提供を求めた上で、委託料の単価と比較検討することが望ましいと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成27年度の委託契約を締結するに当たり、病児保育室の委託契約金額の根拠を確認するため、実際の病児保育室の賃料について契約書の金額を確認しました。

実際の病児保育室が契約している金額は、共益費も含め、3.3㎡当たり21,000円、1㎡に換算すると6,364円となっています。

平成26年度の委託料の単価1㎡あたり月額6,000円との比較検討を行った結果、実際の賃料契約金額が上回っており、現状の病児保育室の委託契約金額積算根拠については、妥当であると考え、平成27年度の月額単価を6,000円として契約しました。

(4) 病児保育室事業委託における他区の実施状況を踏まえた委託料の見直し

ア 指摘等の内容

本事業は他区でも実施しています。区は、他区に情報提供を依頼し、港区の委託方法や委託料が妥当なものか、検討することが望ましいと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成27年度契約締結に当たっては、近隣区等の状況を調査しました。業務内容を参考にする中、港区の特性、区民要望を踏まえ、委託方法及び委託料を検討しています。

(5) ひとり親ホームヘルプサービス業務委託における単価契約で予定数量を超過した際の取扱い

ア 指摘等の内容

予定数量を大幅に超過していることについて、所管課は契約管財課に問い合わせる等の対応がなされておらず、契約管財課において認知していないところでしたが、港区においては、このような場合にどのような対応をとるか定められていません。単価契約において予定数量を超過した場合の対応策について、規則等で定めることが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成24年度から、課長への委任の範囲を超えることになった場合には、所管課が契約変更請求書により契約管財課長及び契約係長に合議するものとししました。また、当該処理について、契約管財課が作成する契約事務マニュアルに明記し、毎年度実施する実務担当者研修において説明することとししました。

[平成24年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理・運営について」

(1) 商工会館における和室の必要性の再検討

ア 指摘等の内容

勤労福祉会館と商工会館の和室の稼働率はともに50%を下回る水準にあります。商工会館の会議室の需要が高いことから、商工会館の和室を会議室に改装して、より多くの会議室を提供することが有効活用につながる可能性があります。

和室の需要の実態を把握し、必要に応じて和室を会議室に改装するなどの対応が望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成27年10月1日の施設移転に伴い、和室を廃止しました。

(2) 港にぎわい公園づくり基本方針全体の検証について①

ア 指摘等の内容

港区は近年、人口が大幅に増加しており、公園等を取り巻く社会情勢や利用ニーズは変化している可能性があります。

今後の公園整備を計画的に進めるためには、基本方針の見直しが必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

港にぎわい公園づくり基本方針の見直しを実施し、平成28年3月に策定しました。

(3) 利用実績の定期的な評価について（高輪地区総合支所）

ア 指摘等の内容

麻布区民センター及び高輪区民センターは21年度以降、利用者が減少傾向にあります。その要因を把握し、解決するための改善策を検討し実施する必要があります。さらにその改善策が有効であったか否かについても、事後的に評価する必要があります。利用実績については、単なる実績値の集計だけではなく、その評価を定期的実施する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

高輪区民センターでは、平成26年度から稼働率の維持、向上のためキャンセルの実績等に応じて利用団体への注意喚起を徹底するとともに、参加費が無料もしくは安価なイベントを多く実施し、利用者の増加を図りました。また、事業開催ごとにアンケートを実施し、事業の課題、要望等の把握に努め、事業改善に取り組むとともに平成27年度の事業計画に反映させました。年に1回、指定管理施設検証シートによる指定管理者及び区の双方での定期的な管理・運営状況の確認、評価を徹底しました。

(4) 芝浦アイランドこども園の総轄及び施策における位置付けの明確化について

ア 指摘等の内容

平成19年4月1日の開園以降5年が経過しており、芝浦アイランドこども園の事業実績を総括し、施設の有効性を評価する必要があります。併せて、今後、一部において定員割れしている区立幼稚園の活用や就学前教育の充実の観点から、区立こども園の整備を進めるのか否かも含め、港区の施策における区立こども園の位置付けを明確にする必要があります。

イ 講じた措置の概要

芝浦アイランドこども園は、平成27年9月14日に港区立認定こども園条例を改正し、平成28年4月から保育所型認定こども園に移行することとしました。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 派遣・交流プログラム等の活用による外国自治体等との職員の相互派遣・交流の検討について

ア 指摘等の内容

国際化推進プランには実態のある施策を掲げることが望ましいものと考えますので、平成27年度以降を対象とする次期国際化推進プランの策定にあたっては、一旦プランから外した上で、事業の方向性等が具体的に定まった後、改めて国際化推進プランに施策として掲げることが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定により、職員の語学能力向上と国際的感覚醸成の必要性が高まっていることから、平成27～32年度の国際化推進プランに引き続き計上することとしました。

(2) メールでの情報提供事業の積極的な活用について

ア 指摘等の内容

外国人との情報コミュニケーション事業として、区が主催する事業やイベント等の行政情報を電子メールで配信する事業について、積極的な活用を図ることが望ましいものと考えます。

外国人の登録者の増加に向けて、区のホームページ上で登録を呼びかけるだけではなく、区民まつりや地域のイベント等、外国人の参加が見込まれる場面において、積極的に周知を図るとともに、場合によっては、各国大使館や一般財団法人港区国際交流協会等にも協力を依頼する等の工夫が必要なものと考えます。

また、ホームページ上の電子情報のリンク先を整理して示すだけではなく、地域に関する情報や子育てに関する情報、高齢者の福祉に関する情報等に応じてテーマを決めて、簡単なコラムを連載する等、外国人が興味を示すための仕掛け等を検討することが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から年2回、大手英字新聞社のオンライン広告に、区の電子メール配信事業の紹介を掲載することとしました。また、電子メール配信事業に愛称（ミナト・インフォメーション・メール MIM）を設定するとともに、配信方法のメールマガジン方式への変更、登録時の入力項目の削減、メール冒頭への外国人向けコラムの掲載により、利用しやすく、外国人が興味を持ちやすいよう工夫しました。事業のちらしについては、平成27年度に言語別形式から併記方式に変更しました。

(3) インターナショナルスクールを通じた普及啓発活動について

ア 指摘等の内容

国際化推進プランにおいては、区の清掃事業等に関する刊行物が「より多くの外国人の手元に配布されるようインターナショナルスクール等にも配布先を広げることを検討します。」との記載があります。インターナショナルスクールへの刊行物等の配布は平成22年度に臨時的に一度実施されたものであり、その後再開されていません。インターナショナルスクールへの刊行物等の配布について、啓発の効果を認めるのであれば、再開することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成27年3月に策定した国際化推進プランには、インターナショナルスクールへの刊行物等の配布についての表記を見直し、特定の配布先を記載せず、ごみ減量意識の普及啓

発としました。

(4) 外国人のための交通安全教育及び交通マナーの啓発方法について

ア 指摘等の内容

外国人のための交通安全教育や交通マナーの啓発について、区有施設の窓口や駐輪場で英語版リーフレットを配布していますが、一定の効果はあるものの限界があると考えられます。自転車等を利用する外国人への交通マナーの周知を徹底するためには、窓口以外での配布方法を検討する余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成27年7月に広報みなとの交通ルール特集号を作成、同年9月に特集号の英語版を作成し、10月に区内警察署と区が連携して実施した外国人向け交通安全教室で配布しました。また、平成27年度は区内企業1社から依頼があり、外国人社員へのセミナーで同パンフレットを配布しました。

今後も機会を捉えて積極的に周知、啓発を行うこととしました。

(5) 外国人観光ボランティア制度の創設について

ア 指摘等の内容

観光ボランティアガイド育成の中で、外国人留学生を含め、幅広い人材の募集を検討するとともに、観光客のニーズに応じたきめ細やかな受入態勢を整備するものですが、外国人が応募した実績はありません。外国人の観光ボランティアが活動を開始することができるよう、今後も外国人留学生をはじめ、外国人人材の募集に努め、育成を図ることが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から英語で観光案内が出来るボランティアを育成するために、国際観光ボランティア育成講座を実施することとしました。実施に当たっては、外国人が応募しやすいよう、外国人を対象とした電子メール配信事業「MIM」による情報発信、国際交流協会への募集の周知依頼などを行うこととしました。

(6) 観光振興体制の整備について

ア 指摘等の内容

平成24年度は（仮称）港区観光推進協議会の設置を検討していますが、現在のところ実績がある施策とはいえません。形式上、国際化推進プランの施策は、優先的に取り組む施策なので、今後早急な対応が望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成27年度に港区観光協会、ホテル、複合商業施設、鉄道、バス等、観光関連事業者と情報交換、相互連携を図ることを目的として、港区観光振興連携会議を設置しました。

(7) 小中学生海外派遣事業委託に係る業者名の相違について

ア 指摘等の内容

小中学生海外派遣事業委託について、平成23年度の契約先であるA者が、平成23年度末をもって事業が再編され、本事業の受注業務を含む一部業務が、関係会社であるB者に移管され、平成24年度にB者と契約しています。平成24年度においては、事業の実施原議「小中学生海外派遣事業委託について」の業者と実際に契約先が違うこととなります。区として、今後このような事象に対応するための方針を明確にしておくことが必要です。

イ 講じた措置の概要

事業者の事業再編等により契約の相手方が関係会社等に変更になった場合は、関係各課で情報共有するとともに、事業所管課において起案文書に変更の経緯を明記することとしています。

(8) 収支計算書の注記について

ア 指摘等の内容

交流協会の収支計算書について、収支計算書に必要な「資金の範囲」及び関連項目に関して注記がなされていませんでした。区は交流協会に対し収支計算書に必要な注記を行うよう助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、平成26年度国際交流協会収支計算書に資金の範囲及び関連項目に関する注記をするよう助言し、注記されたことを確認しました。

(9) 財務諸表の注記について

ア 指摘等の内容

交流協会は区から補助金の交付を受けていますが、財務諸表には、該当事項について注記されていません。区は、交流協会に対して補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高について、財務諸表に注記することを助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、平成26年度国際交流協会財務諸表に交付を受けている補助金の内訳、交付者、当期の増減額及び残高について、注記するよう助言し、注記されたことを確認しました。

(10) 財務諸表の表示について

ア 指摘等の内容

交流協会の正味財産増減計算書における、「法人税・住民税及び事業税」の記載について、一般正味財産増減の部の当期一般正味財産増減額の前に、「税引前当期一般正味財産増減額」を記載し、その下に「法人税・住民税及び事業税」を計上し、「当期一般正味財産増減額」を表示する必要があります。区は交流協会に対し「法人税・住民税及び事業税」の表

示方法を改めるよう助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、平成26年度国際交流協会の財務諸表の正味財産増減計算書において、「法人税・住民税及び事業税」の表示方法を改めるよう助言し、改められたことを確認しました。

(11) 会費収入の処理について

ア 指摘等の内容

会費収入の処理は3種類あり、煩雑になっています。また、みずほ銀行への振込みについても、次年度（平成25年度）の前受分があり、一概に「収入」確定用口座と言えない面もあります。効率的な会費収入の処理方法については、年度末において、収入口座と前受金口座を明確に分けるなど、今後も継続的な検討が必要です。また、平成24年度までは会員の有効期限が4月から翌年3月までであったのが、平成25年度以降振り込まれた日から1年間に変更されています。このことも会費収入の処理に影響を与えると思われることから、この変更も留意しつつ、適切な処理方法を検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、収入口座と前受金口座に分けて管理することとしました。

また、会員資格を翌年度も継続する場合は、会員資格の有効期限の到達前に会費を請求し、会員資格は継続するものとしました。

(12) 補助対象経費について

ア 指摘等の内容

実績報告書に添付されている収支決算書について、管理運営費に「法人税・住民税及び事業税」が含まれていました。「法人税・住民税及び事業税」は、収益事業を実施した結果発生するものなので、管理運営費として補助対象経費に含めることは適当ではありません。

区は、補助対象経費について、その範囲を明確にし、精査する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、補助対象経費について交流協会に指導し、平成25年度実績報告書の収支決算書において、管理運営費に法人税・住民税及び事業税が含まれていないことを確認しました。

(13) 補助金交付額確定に関する審査について

ア 指摘等の内容

区は、補助金交付額の確定に当たって、交流協会に対して正式な手続きを経た書類を区へ提出するよう指導した上で、その書類をもとに補助金交付額確定に関する審査を行う必要があります。また、区は、そのために理事会及び評議員会の開催を早めるよう助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、理事会及び評議員会の開催を早めるよう助言しました。

これを受けて国際交流協会は毎年度５月１０日から１５日の間に、理事会及び評議員会を開催することとしました。

また、平成２５年度の補助金交付額確定に当たり、区に提出する事業報告書及び収支決算書について、理事会（平成２６年５月１５日開催）及び評議員会（平成２６年５月１５日開催）の決定を経て提出されたことを確認しました。

（１４）理事及び評議員の人数について

ア 指摘等の内容

評議員及び理事の実数は、法人の事業の規模、性質、内容等に応じ適切な数とする必要があります。評議員及び理事の人数については、３名が適当かどうか今後も継続的に検討するよう助言が必要です。

イ 講じた措置の概要

区は、平成２５年度末に国際交流協会に対して、評議員及び理事の人数について、３名が適当であるかどうか、継続的に検討するよう助言しました。

これを受けて国際交流協会は、毎年度５月１０日から１５日の間に開催される理事会及び評議員会で協議することとしました。

（１５）監事監査の有効性について

ア 指摘等の内容

監事監査の有効性については、会計検査、業務監査の実効性を高めるためにも、今後継続的に検討すべき課題です。特に、今後区にとって交流協会の位置づけが変化し、組織そのものについてのコンプライアンスが重要となった場合には、監事の増員等も必要と思われます。具体的には、中間監査を行うなど年間１日の監査日数を増やす必要はないか、また幹事の人数について２名に戻し、計算書類の監査担当と事業効果の監査担当を分けるなどの工夫は必要ではないかなどについて、継続的な検討を行うよう助言する必要があります。

イ 講じた措置の概要

区は、平成２５年度末に国際交流協会に対して、年間の監査日数、監事の人数と監査の分任等について、継続的に検討するよう助言しました。

これを受けて国際交流協会は、毎年度５月１０日から１５日の間に開催される理事会及び評議員会で協議することとしました。

（１６）北青山コミュニティ施設の使用について

ア 指摘等の内容

北青山コミュニティ施設について、東京都行政財産使用許可書第５条第２項によると、港区は当該施設を第三者に使用させてはならないこととなっています。しかし、当該施設は実質上交流協会が使用しています。交流協会におけるコミュニティ施設の利用は、東京

都と区の間において、東京都行政財産使用許可書における第三者の使用には該当しない旨の合意がなされているとのことです。そのような状況であるならば、交流協会との覚書においても、この点について、その理由とともに明確にするなど、誤解を生じさせないようにすることが望まれます。

イ 講じた措置の概要

区は、平成26年度の国際交流協会との覚書に、国際交流協会の北青山コミュニティ施設の利用は、東京都行政財産使用許可書における第三者の使用には該当しない旨、区と東京都との間において合意がなされていることを、その理由とともに明記しました。

(17) 北青山コミュニティ施設の周知について

ア 指摘等の内容

北青山コミュニティ施設について、国際交流に限らず、広く区民が利用できることとなっていますが、港区ホームページでは、「北青山コミュニティ施設」としての案内はされていません。

港区ホームページに「国際交流スペース」の案内はあり、「国際交流を目的とする活動が優先になりますが、その他の活動でも利用できます。」とされています。しかし、掲載ページが、「国際化推進・国際交流」のカテゴリーにあるため、広く一般区民にはわかりにくいものとなっています。以上より、「北青山コミュニティ施設」又は「国際交流スペース」について、広くコミュニティの形成につながるよう、今後もその周知を図ることが必要です。

イ 講じた措置の概要

平成27年2月に、区ホームページの「施設案内・予約」のページの区民協働施設の分類に、国際交流スペースの案内を掲出しました。また、国際交流協会に対して、同協会のホームページで積極的に周知するよう、指導しました。

(18) 総合支所での各種印刷物の配置について（高輪地区総合支所）

ア 指摘等の内容

全ての総合支所に共通する課題として、日本語も含めて、各種印刷物の配置場所が飽和状態になっていることがあげられます。特に配置スペースが限られている総合支所においては、印刷物のサンプルを配置するなどによってスペースを効率的に活用する工夫も必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

高輪地区総合支所の配置スペースは限られているため、平成27年度から一部のパンフレットについてサンプル配置を実施し、スペースの効率化を図りました。

(19) 芝地区総合支所の現状と対策について

ア 指摘等の内容

外国人の利用者数が多いためか頻繁に補充しなければならず、印刷物が不足している状

況が生じやすくなっています。ラックでの在庫切れに対して、本来であれば、その都度在庫を補充するべきところではありますが、現実には対応が難しいことも理解できる場所です。いずれにしても、最も効率的な方法を検討することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、毎日始業と同時に在庫状態等を確認し、補充をすることとしました。また、在庫切れにならないよう、印刷物の所管課と十分に連携することとしました。

[平成26年度包括外部監査]

1 「防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 防災課と総合支所との役割分担の整理について

ア 指摘等の内容

平成25年度帰宅困難者対策のうち、品川駅周辺滞留者対策推進協議会の運営については、高輪地区総合支所協働推進課で実施している。しかし田町駅、新橋駅、浜松町駅、白金高輪駅と同協議会運営については、各総合支所ではなく防災課で実施している。現時点においては、立ち上げ間もない協議会の運営を防災課が所管することはやむを得ないと考えられるが、順次、協議会に関するノウハウを防災課と総合支所協働推進課で共有するとともに、体制面での調整など役割分担の整理を進めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年8月の区役所改革会議において、総合支所と防災課の役割分担を整理しました。平成28年度から、協議が整った協議会の運営（会議進行）に関しては総合支所が行うこととしました。

(2) 物品管理簿の記載について

ア 指摘等の内容

高輪地区総合支所では災対地区本部物品管理簿により備蓄物資を管理している。物品管理簿にもとづいて現地視察を実施した結果、バランスパワーが記載されていなかった。今後も物品管理簿の記載を適切に行い、適正な管理に努める必要がある。

イ 講じた措置の概要

バランスパワーについては、平成26年9月に物品管理簿に記載しました。また、毎年度、現物と物品管理簿の突合せを行うこととしました。

(3) 各課契約における業者推薦理由について

ア 指摘等の内容

災害対策用造水機の保守管理業務委託に係る業者推薦依頼書に記載されている推薦理由は適切ではない。当該造水機は汎用品であり、業者推薦依頼書に記載された区の発注した

仕様に合わせて作成したものには該当しない。業者推薦理由は誤りであり、不適切であると言えるので、今後は適切に業者推薦依頼書を作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年度の保守管理業務委託については、業者推薦による契約方法を改め、入札による契約方法としました。

(4) 業者推薦依頼書の様式について（災害時の地区内井戸の活用）

ア 指摘等の内容

災害対策用造水機の保守管理業務委託の業者推薦依頼書は、宛先が高輪地区総合支所協働推進課長であり、請求者も同一である。契約事務の委任の定めによるもので、契約事務規則上の問題はないが、請求者と宛先が同一の手続であり、一般の区民から見て選定の進め方に誤解を生じないように、手続方法等について検討の余地がある。

イ 講じた措置の概要

事業者の選定の進め方に誤解を生じないように、各課における業者推薦依頼書の作成に代え、特定の事業者と契約を締結する理由を記載する理由書を作成することとし、平成27年10月9日付で各課に周知しました。

(5) 防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について

ア 指摘等の内容

防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について、整理整頓されておらず、備蓄物資を速やかに探すことができなかつたり、運び出すことが困難な状況であるものが多数あった。このような状況では災害時に対応が困難になるため、早急に整理する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年9月から平成27年11月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施しました。備蓄物資の保管状況を確認し、整理整頓、レイアウト変更等を行い、各物資の配置図を作成しました。

(6) 期限切れ物資、劣化した物資、廃棄予定物資の廃棄について

ア 指摘等の内容

防災備蓄倉庫内に、保管環境、保管品質が好ましくない備蓄物資があった。これらは速やかに廃棄する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年9月から平成27年11月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、不要と判断された備蓄物資を廃棄処分しました。

(7) リストと現物の不一致について

ア 指摘等の内容

備蓄物資リストと現物の在庫数等が一致していない備蓄物資が多数あった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年9月から平成27年11月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。

(8) リスト未掲載の現物について

ア 指摘等の内容

備蓄倉庫内に存在する現物に、備蓄物資リストに記載されていない備蓄物資があった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。防災課が把握していない備蓄物資については、一元管理を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年9月から平成27年11月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。その上で、防災課が管理していない物資を保管している場合には、物資を管理する部署による保管場所の管理の徹底を周知しました。

(9) 納品時の現物確認の徹底について

ア 指摘等の内容

シティハイツ桂坂の倉庫において、リストに掲載されていないスペースブランケットがあった。アルミブランケットを購入した際、納品時に業者が誤った表示シールを貼付していたことが原因とのことであるが、納入時の現物確認を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、納品時には区による検査を徹底しました。また、物品購買をする際は箱の製造前に区による校正を受けるよう仕様書に明記しました。

(10) 防災課と施設管理者との連携の徹底について

ア 指摘等の内容

スポーツセンター備蓄倉庫の現地調査について、予定日が休館日であり、防災備蓄倉庫に入ることができなかった。このような状況では、いつ発生するかわからない災害時に適切な対応をとることは不可能である。防災課と施設管理者との日頃の連携について、相互に再確認し、徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

区民避難所に指定されている施設は休館日や夜間であっても防災課及び対象となる地区の総合支所には開錠手順書と必要な鍵が準備されているため、避難所は開設できます。平

成 2 6 年 1 2 月に防災課と施設管理者において、開錠手順書や鍵の準備について相互に確認しました。

(1 1) 備蓄物資の一元管理の必要性について

ア 指摘等の内容

防災備蓄倉庫の中には、防災課が管理していないため把握していない備蓄物資が存在した。管理責任者が異なるものが同じ倉庫に区分なく備置されていると、災害が発生し備蓄物資を使用する際に問題となる恐れもある。防災備蓄物資について、一元管理を行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 2 7 年 9 月から平成 2 7 年 1 1 月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（5 5 か所）と福祉プラザさくら川等（4 か所）の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。その上で、防災課が管理していない物資を保管している場合には、物資を管理する部署による保管場所の管理を徹底し、区分を明確にしました。

(1 2) 備蓄物資入出庫の継続記録の必要性について

ア 指摘等の内容

現在のリストは、毎年 4 月 1 日時点の在庫情報のみが記載されている。年度内の在庫の増減については、納入場所等一覧や回収一覧が作成されるが、納入や回収があった時点で在庫情報を把握することができない。備蓄物資の入出庫に関する情報伝達と記録についてのルールを整備し、継続的に記録し常に現在個数を把握できるようにすることが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成 2 7 年 9 月から平成 2 7 年 1 1 月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（5 5 か所）と福祉プラザさくら川等（4 か所）の棚卸作業を実施し、各物資納品最終日にリストを更新するよう徹底しました。

(1 3) 一斉整理の検討について

ア 指摘等の内容

保管状況の悪い防災備蓄倉庫が複数あったが、主な原因のひとつにスペースの狭さがある。専門業者に委託するなどして、一斉整理を検討するなど、早急に対応を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 2 7 年 9 月から平成 2 7 年 1 1 月に全区民避難所の防災備蓄倉庫（5 5 か所）と福祉プラザさくら川等（4 か所）の棚卸作業を実施し、備蓄物資の整理整頓を実施しました。

(14) 定期棚卸の実施の必要性について

ア 指摘等の内容

白金高輪拠点防災備蓄倉庫の備蓄物資は、物品管理簿により管理されており、常に在庫数量を把握することができるが、定期棚卸は実施されていない。平成26年4月17日の在庫確認において、管理簿の在庫数と実際の数量に相違があることから、今後は定期棚卸を実施することが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成28年3月15日に棚卸を実施しました。また、平成28年度以降は、毎年度末に棚卸を実施することとしました。

(15) 情報伝達手段の充実について

ア 指摘等の内容

台風18号の対応について、自助及び共助が機能せず、公助に全面的に頼られてしまったと見られる。防災行政無線については、よく聞こえないという声が区に寄せられるが、天候や季節、時間帯によっては聞き取りにくく、さらに住宅の気密性向上もあって、防災行政無線だけで正確な情報伝達を行うのが困難となるのはやむを得ない。それを補完する情報伝達を充実させる必要がある。電子媒体によることもその一環であるが、IT環境が不十分な場合もあるので、複数の情報伝達経路を整備しておくことが、一番の備えになると思われる。

イ 講じた措置の概要

平成28年1月からCATV回線を活用して区民の住宅内へ情報を伝送し、予め設置した専用端末等から放送する「防災行政無線難聴対策事業」を開始しました。

(16) 消防団への情報伝達について

ア 指摘等の内容

台風18号の対応で、避難勧告を発令したが、このことが消防団に伝わっていなかった。これは、団員が一般区民と同様の立場に置かれてしまったことを意味する。消防団への確実な情報伝達手段を整備し、運用の訓練も行うことが必要と考えられる。

イ 講じた措置の概要

区は、平成27年7月に開催した「防災会議」において、消防署等関係機関との情報連絡体制を再確認すると共に、消防署も平成27年10月に伝達訓練を行う等、情報伝達経路の確認を徹底しました。

(17) 地域防災協議会への継続的支援について

ア 指摘等の内容

区では、地域防災協議会への支援として、防災資機材の他に活動に対する補助金を支給している。現在芝地区総合支所管轄地域内には7つの地域防災協議会があるが、このうち

3 つについては、平成 25 年度における活動実績がない状態であり、当該補助金は支給されていない。地域防災協議会の活動実態がないということは、共助が欠落しているため、自助と公助のみによって防災活動を行うことを意味する。共助は自助と公助を結びつける役割が大きいため、共助がないことは区全体における防災活動の実効性を著しく低下させる可能性がある。区はこの点に留意し、地域防災協議会の活動ができるよう支援していく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年度には、平成 25 年度に申請実績がなかった 2 協議会について、協議会主催による防災訓練の実施や区民避難所の視察、避難所運営マニュアルの策定や防災勉強会の開催などの活動があったことから、助成金を交付しました。今後も防災活動の運営支援・調整等、各協議会の防災活動を継続して支援します。

(18) 防災協議会用ベストの購入について

ア 指摘等の内容

避難所の運営における班のリーダーに配布するために、災害ボランティアという文字の入った蛍光ベストを、赤坂地区内町会、自治会 35 団体に各 8 枚購入しているが、各町会・自治会が一律に 8 班で構成されているのは不自然であり、過不足が生じる恐れがある。発注に際しては、実際の数把握したうえで、より正確な数字に基づいて行うべきである。

イ 講じた措置の概要

避難所ごとのマニュアルに基づき、訓練は 4 班編成で行われています。各班がリーダー及び副リーダーの 2 名で、各団体合計 8 名で構成されていることから、平成 25 年度は各団体 8 枚を購入しました。平成 26 年度以降、汚損等により不足が生じた場合には、購入することとしました。

(19) 避難所運営訓練消耗品の支給について（総合支所共通）

ア 指摘等の内容

地域防災協議会の防災活動に関する経費の一部助成について、防災訓練の実施に要する経費も助成対象であるが、当該助成とは別に、地域防災避難所運営訓練に際し、需用費で購入した消耗品を支給している。区は訓練の実施に当たって必要な助言、支援等積極的な対応を行うこととしていること等から、一定の理解はできるが、地域防災避難所運営訓練に際しては、必要な消耗品について、地域防災協議会が助成金で用意する消耗品と重複することのないよう、十分に協議し、支給する場合には具体的な用途や保管場所など協議結果を記録として残しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

消耗品の支給については、各地域防災協議会と事前に十分協議することを徹底しました。

(20) 防災協議会の活動後の物品購入について

ア 指摘等の内容

お台場地区防災協議会の防災活動事業収支報告書に記載されているその他の防災活動のための経費 19,800 円について、防災活動普及啓発用消しゴムの購入であるということだった。防災活動事業報告書では、その他の防災活動として「広報活動を目的にお台場夏祭りに参加」とあるが、防災活動普及啓発用消しゴムの購入時点ではすでにお台場夏祭りは終了しており、活動時期と購入時期が整合していない。同協議会の事業年度は4月から3月であるので、この購入品を広報活動に使用するとすれば、平成26年度以降にならざるを得ず、平成25年度の防災活動事業助成金を充当すべきものではない。地域防災協議会の事業活動の把握と支援を適切に行うためには、助成金申請書・事業報告書・事業収支報告書の各様式において事業期間の記入欄を設けることが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、地域防災協議会の活動状況の把握を徹底するとともに、当該団体に対して計画的な資機材等の購入、執行管理を徹底するよう指導しました。

(21) 防災資機材の購入時期について

ア 指摘等の内容

芝浦港南地区総合支所では地域防災協議会への資機材等の支援として、平成26年4月3日に防災資機材の購入に要する経費を支出した。平成25年度に使用されないことが明らかかなものを平成25年度末近くになって購入することは、平成25年度の支援とは言い難い。平成26年度以降に使用される物品の購入は平成26年度以降の予算で執行すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、地域防災協議会の活動状況の把握を徹底するとともに、当該団体に対して計画的な資機材等の購入、執行管理を徹底するよう指導しました。

(22) 防災学校の講座内容見直しについて

ア 指摘等の内容

平成25年度の防災学校の各講座は、対象者の募集人数に対し、参加人数が大幅に下回っている。これは、講座内容の見直しに伴い、委託業者との契約が同年9月にずれ込むなど、全般的に事業に遅れを生じ、区民への周知の期間も短かったことに起因している。今後は講座内容の定期的かつ計画的な見直しを行い、年度によって実施時期が異なる等、受講希望者に支障をきたすような運用を避けることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成26年度以降、実施計画を作成しスケジュール管理を徹底したほか、受講希望者の参加しやすい時期や内容となるよう定期的・計画的な講座内容の見直しを徹底しました。

(23) 防災士の普及について

ア 指摘等の内容

区は区内の防災住民組織、地域防災協議会及び消防団に所属する区民が防災士の資格を取得する際に要する経費について助成している。同助成金交付要綱によると、申請者の資格に消防団員も含まれており、問題はないが、本事業の趣旨に鑑みれば、消防団員以外の区民の資格を増やすべく区の努力が望まれるところである。地域の防災組織以外にも、区民が集う多くの組織や会社に参加を呼びかけることも検討するべきである。

イ 講じた措置の概要

区民を対象とした防災士養成講座を平成25年度から実施しています。平成26年度については、定員50名を上回る多数の参加の問い合わせがあったことから、平成27年度の実施に当たっては、定員を100名に拡大し、より多くの区民が参加できる講座とし、約200名の応募がありました。

(24) 登録されていない町会・自治会について

ア 指摘等の内容

赤坂地区内には35の町会・自治会が存在するが、防災課に防災住民組織として登録しているのは、そのうちの29組織にすぎない。連携をより緊密にするとともに、防災への備えをより確実にするためにも、登録への一層の働きかけを進める必要がある。

イ 講じた措置の概要

防災住民組織の登録が行われていない町会についても地域の防災協議会に所属している状況を踏まえながら、より、強固な連携のため、防災訓練等の機会を活用した登録の働きかけを継続的に行います。

(25) 防災士資格取得者のフォローについて

ア 指摘等の内容

防災士の資格を取得しても、そのままでは時の経過により取得した知識や技術が低下することが懸念される。防災士資格取得者の知識、技術の維持を図る仕組みが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、有資格者に対する知識や技術のスキルアップ講座を実施することとしました。

(26) 高層住宅への防災資機材助成実績について

ア 指摘等の内容

当該助成制度の実施初年度の実績は低水準にとどまり、実績がない総合支所もあった。開始から間もないため制度が周知されていないこともあるが、助成の条件に適合する高層住宅が少なく、制度が実態に即していない可能性が高い。防災住民組織への助成制度との関連も含めて、実効性のある助成制度の見直しが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、助成対象を「6階以上かつ100戸以上」から「6階以上かつ50戸以上」に拡大しました。また、対象の拡大に伴い、平成27年4月と12月に、助成条件に適合する約660棟の高層住宅の管理組合(管理事業者)に対し制度の案内を送付し、周知を図りました。

(27) 防災訓練実施後の物品購入について

ア 指摘等の内容

芝地区総合支所では、地域総合防災訓練終了後に、当該事業費により物品を購入していた。芝地区における防災関連事業は、物品の購入時点で全て終了していたため、購入物品は平成26年度以降の訓練等にしか使用できないものである。平成25年度の予算から執行すべきものではない。計画的に予算を執行すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から計画的な予算執行について課内で周知・徹底しました。

(28) 起震車について

ア 指摘等の内容

赤坂地区地域総合防災訓練では、区の起震車を使用する予定であった。しかし同日に実施される麻布地区地域防災訓練で区の起震車を使用することになったため、赤坂地区では別途起震車を手配する必要が生じた。このことから1回目の入札が不調となり、仕様書の内容を変更し、起震車の手配以外に当初から予定していた内容を見直した。区が所有する起震車は1台であるから、各地区の訓練が重ならないよう、総合支所間の連絡及び情報交換を密にすることが望まれる。また起震車を所有する他の自治体や企業等との連携を図る等、無償又は低額での起震車の確保を模索すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成27年度の赤坂地区地域総合防災訓練については、渋谷区所有の起震車を借用しました。また、日程の調整については、各総合支所において連携・情報共有することを徹底しました。

(29) 参加者用啓発品について

ア 指摘等の内容

参加者用啓発品を1,200名分用意したが、参加者は878名で約73%にとどまり、25%を超す多数の啓発品が余った。今後はより緻密に参加予定人数を算出し、啓発品が余る事態を回避するべきである。余った啓発品は翌年度に配布することも検討の余地がある。またより多く試用してもらうために、例えば子ども・高齢者のいる世帯等には希望に応じて重複して配布するといったことも検討の余地がある。

イ 講じた措置の概要

訓練の参加予定人数については、精査して算定することを徹底するとともに、啓発品に余りが生じた場合は、地域の防災訓練等で配布し活用を図りました。

(30) 助成件数の低迷について

ア 指摘等の内容

家具転倒防止器具等助成について、申請者数は平成20年度をピークに大幅に減少した。区の世帯数と比較すれば、その普及は微々たるものと予測され、一巡して十分な効果が得られた段階とは言い難い。既存の周知機会や申請手段の有効性の検証とともに、新たな周知機会の拡大が望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、区立小中学校・保育園・幼稚園の新入生を対象にチラシを配布しているほか、平成27年12月からは、6階以上かつ50戸以上のマンション管理事務所等を通してエレベーターホールへのポスター掲示を依頼し、マンション居住者への周知を行うなど、新たな周知を行いました。

(31) 業務委託報告書の検収について

ア 指摘等の内容

平成25年度麻布地区防災ネットワーク構築事業支援業務委託報告書において、誤字が複数発見された。後年活用する際に支障がないよう、十分に内容の確認・検収を行い、誤りがある場合には修正するよう、委託先を適切に指導すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成26年度の業務委託報告書の受領時に内容確認を徹底したほか、平成27年3月に委託事業者への適切な報告書の提出を指導しました。

(32) 事業所と地域防災協議会の連携について

ア 指摘等の内容

業務委託報告書によれば、事業所ネットワーク会議に参加した事業所と地域防災協議会の間には防災意識に相当の隔たりがある部分も明らかにされている。麻布地区に限らず多くの事業所を抱える区においては、地域住民及び地域防災協議会と事業所の連携を検討することは最重要課題のひとつである。事業所と地域防災協議会から継続的に意見を聴取し、明らかにされた問題点を他地区の総合支所や防災課と共有し、活かしていくことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

事業所、地域防災協議会、総合支所、防災課が連携し、防災に関する様々な課題等について情報共有を行い、地域の防災対策に反映し実行していくことを確認しました。

(33) 業者推薦依頼書の様式について（バイエリア防災行動力向上事業）

ア 指摘等の内容

船上施設見学会に必要な船舶雇上の業者推薦依頼書は、宛先が芝浦港南地区総合支所協働推進課長であり、請求者も同一である。契約事務の委任の定めによるもので、契約事務規則上の問題はないが、請求者と宛先が同一の手続きであり、一般の区民から見て選定の進め方に誤解を生じないように、手続方法等について検討の余地がある。

イ 講じた措置の概要

事業者の選定の進め方に誤解を生じないように、各課における業者推薦依頼書の作成に代え、特定の事業者と契約を締結する理由を記載する理由書を作成することとし、平成27年10月9日付で各課に周知しました。

(34) 制度利用者数について

ア 指摘等の内容

災害見舞金の過去5年間の支給実績がすべての総合支所において少ない。被災者が広く公平に見舞金制度を利用できるかを考える必要がある。事務の流れの中で情報伝達に遺漏がないか留意し、消防や警察との協力・連携を深めることによって、本事業による制度の利用を促進していく必要がある。

イ 講じた措置の概要

消防や警察から連絡を受けた場合、各地区総合支所職員が現地で状況を確認し、災害見舞金の支給要件に該当する場合には、被災者に申請書を渡し制度概要を説明することを再確認しました。

(35) 総合支所と支援部の連携について

ア 指摘等の内容

海拔標示板等設置に係る業務委託は、総合支所ごとに指名競争入札によって事業者が選定された。契約単価は、同じ委託先にも関わらず、約5000円の差が生じている。総合支所ごとの契約ではなく支援部で区全体ないし複数の総合支所単位でまとめて契約したとすれば、契約額をもっと低くできたと考えられる。海拔表示板等設置のような場合、総合支所間及び総合支所と防災課の情報共有や連携を十分に行うことにより、合理的に契約を締結することが可能になると期待される。

イ 講じた措置の概要

今後同様の契約を行う場合には、防災課と各地区総合支所において十分に連携を図り、事前に協議することを確認しました。

(36) 消防団の活動実績について

ア 指摘等の内容

消防団等補助金交付要綱に基づく補助金の支出について、各消防団から補助金申請書、

活動計画書、補助金収支計画書、活動実績報告書及び補助金決算書が提出されている。赤坂消防団の活動計画書の記載が具体的ではなく、「別途計画に基づき実施する」等の記載がほとんどであった。具体的な活動内容が不明であり、すなわち公金の使途が不明であると言わざるを得ない。別途計画に基づくならば、その計画を添付させるといった方法により、赤坂消防団の活動計画・活動実績を具体的に把握する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、当該団体に対して活動計画・活動実績を提出するよう指導を徹底しました。

(37) 福祉共済掛金の負担について

ア 指摘等の内容

区は消防団員が加入する消防団員福祉共済制度の掛金を負担している。平成25年度において年度途中の入団者が16人いるが、消防団の運営費決算書において、中途入団者の共済掛金を負担している消防団はなかった。すなわち中途入団者については、入団した年度において共済制度に加入していないか、自己負担となっていることが推定される。このことは、団員の処遇の点で公平性を欠いており、団員の募集にも影響を与えかねないと考えられる。中途入団者については共済掛金を消防団の運営経費から支出することにより、共済制度に加入させるよう、指導を徹底すべきである。その上で、精算払いで掛金を区が負担するような形を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、追加加入があった場合には補助金を追加申請するよう消防署へ周知しました。

(38) みんなと安全安心メール登録者数について

ア 指摘等の内容

みんなと安全安心メールの登録者数が平成24年度に増加したものの25年度にかけて横ばいとなっている。所管課では登録者の拡大を図っていく必要があるとの認識を示しているが、具体的なPR方法は検討中または一部実施中であるものの、検討の過程が記録として残されておらず、継続的な実施には至っていない。防災行政無線が聞き取りにくいような場合、みんなと安全安心メールがそれを補完する機能もあると考えられ、この点からもPRを効果的に行っていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年6月に区立幼稚園・保育園・小学校・中学校の園児・児童・生徒に約1万5千枚のチラシを配付したほか、平成27年度のみなと区民まつりにおいて、手渡しによりチラシを配布するなど、イベントや教育施設を通じたPRを実施した結果、平成27年4月から平成28年2月の間に、登録者数が約1千件増加しました。

(39) 防犯カメラ設置に係る実績報告書の提出遅延について

ア 指摘等の内容

芝浦港南地区総合支所が品川駅港南口町会に対して「安全安心まちづくり補助金交付要綱」に基づき防犯カメラ等整備費補助金を交付した。本件の平成25年10月29日付実績報告書によると、防犯カメラ設置の竣工日は平成25年9月20日であり、実績報告書の報告日が整備完了から起算して40日を経過している。補助金交付要綱には21日以内に報告書を提出するものと規定しており、これに違反している。所管課は要綱に基づく事務手続をとるべきであり、申請者にも要綱の遵守を指導しなければならない。

イ 講じた措置の概要

申請者に対して、21日以内に報告書を提出するよう指導しました。平成26年度以降については交付実績がありませんが、申請があった場合には指導を徹底します。

(40) 六本木地区対策等支援業務委託報告書について

ア 指摘等の内容

六本木地区対策等支援業務委託報告書について、報告書は2穴ファイルに綴られていたが、ページ番号が付されておらず、目次もなかった。またファイルの止め具は容易に抜き差しが可能なものであった。当該報告書は落丁・乱丁、抜き取りがあっても発見しにくい状態であるといえる。業務委託の成果物として報告書を徴する以上は、委託業務が契約書・仕様書等に従って適切に実施されたことを第三者でも確認できるような体裁で提出を受ける必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成26年度から、報告書の体裁を製本により提出を受けることし、落丁・乱丁、抜き取り等の防止を徹底しました。